

## 三次市民ホール「きりり友の会」会員規約

### 第1条(設置)

三次市民ホールが実施する芸術文化事業への参加の機会を確保し、文化の向上に寄与するとともに、会員の利便を図るため、友の会制度を設置します。

### 第2条(会員)

友の会の会員(以下「会員」という)とは、この制度の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、次条に規定する年会費を納め、入会申込みの手続きをされた方をいいます。

### 第3条(年会費)

年会費は、新規会員・継続会員ともに一律 1,000 円とします。

### 第4条(会員有効期間)

会員の有効期間は、入会日から年度末までとします。(最長1年間)

### 第5条(名称)

友の会の名称は、「きりり友の会」といいます。

### 第6条(事務局)

友の会に関する事務は、三次市民ホールの指定管理者である株式会社ケイミックスパブリックビジネス(以下「弊社」という)が行うものとし、三次市民ホール きりり友の会事務局(以下、「事務局」という)を三次市民ホール(広島県三次市三次町 111-1)内に設置します。

### 第7条(会員証)

会員には、会員証を交付します。なお、会員証については、次のように定めます。(1)会員証は会員のみが利用でき、他者に譲渡、貸与はできません。(2)会員証の紛失または盗難時には、速やかに事務局に届け出なければなりません。(3)会員証の再発行には手数料100円が必要です。

### 第8条(会員特典)

会員は次の特典を受けることができます。

- ① チケットを割引価格でご購入いただけます。(対象公演に限る。公演ごとに枚数制限あり)
- ② チケットを先行予約できます。(対象公演に限る。公演ごとに枚数制限あり)  
※先行販売日当日の入会はできません。(前日までの入会が必要)
- ③ メールマガジンを配信します。(希望者のみ)
- ④ 会館情報誌「きりり通信」を発送します。(希望者のみ。別途郵送料1,320円必要)
- ⑤ チケットホルダーを贈呈します。(新規入会者のみ)

#### 第9条(チケットの購入)

チケットを購入する際に割引・先行予約の特典を受ける場合には、必ず会員証を提示して下さい。なお、チケット購入に関する特典(前条①・②)は、三次市民ホール窓口、及びきりりオンラインチケットでのみ行っております。他の販売所では特典を受けられません。

#### 第10条(届出事項の変更)

会員は、住所、氏名又は電話番号等に変更が生じた場合、速やかに事務局に届け出なければなりません。

#### 第11条(退会)

会員はいつでも退会できるものとし、事務局に連絡のうえ、会員証を返却しなければなりません。ただし、納入済の年会費の返還はいたしません。

#### 第12条(個人情報の管理について)

(1) 会員の個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法および個人情報保護マネジメントシステム(JISQ15001:2006)に基づいて、別に定める方針にご同意いただいた上で適正に管理します。(2) 弊社の指定期間が満了した場合、弊社は三次市又は三次市が指定する者に対して、個人情報を提供する場合があります。

以上

令和7年3月1日

三次市民ホール

指定管理者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス

〒728-0021 広島県三次市三次町 111-1

TEL:0824-62-2222(代)FAX:0824-62-2230

開館時間(受付時間):9:00~22:00

休館日:毎週水曜日、年末年始(12/29~1/3)